

平成１９年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人 森林総合研究所

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）第７条第１項の規定に基づき、独立行政法人森林総合研究所の「平成１９年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第３項の規定に基づき公表する。

I 特定調達物品等の平成１９年度における調達の目標

平成１９年度における個別の特定調達物品等の調達目標は、以下のとおりとする。なお、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成１９年２月２日閣議決定）に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1 紙類

情報用紙 コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 ジアゾ感光紙	調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。 調達に当たっては、コピー用紙を除き、間伐材又は合法性が証明された木材を使用した製品を優先的に選択する。
印刷用紙 （カラー用紙を除く） （カラー用紙）	調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。 調達に当たっては、コピー用紙を除き、間伐材又は合法性が証明された木材を使用した製品を優先的に選択する。
衛生用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。

2 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印（法人印）	調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。 事務用封筒（紙製）の調達に当たっては、原則として間伐材又は合法性が証明された木材を使用した製品とする。 また、紙製ファイルについては、間伐材又は合法性が証明された木材が使用されている製品を、鉛筆、ブックスタンド、ペンスタンド、絵筆、カードケース、額縁、ごみ箱、及び名札（机上用、衣服取付型、首下型）については、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材を使用した製品をそれぞれ優先的に選択する。 さらに、メディアケース、ＯＡフィルター、インクジェツ
---	---

ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー ステープラー針リムーバー 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液体） クラフトテープ 粘着テープ（布粘着） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース （紙めくり用スポンジケース） 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） OAクリーナー（ウェットタイプ） OAクリーナー（液タイプ） ダストブロワー レターケース メディアケース（FD・CD・MO 用） マウスパット OAフィルター（枠あり） 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具	ト用OHPフィルム、ファイルのうちクリアホルダー及び窓付き封筒（紙製）については、植物を原材料とするプラスチックを使用したバイオマス製品を優先的に選択する。
---	---

墨汁 のり（液状・補充用を含む） のり（澱粉のり・補充用を含む） のり（固形） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート タックラベル インデックス パンチラベル 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ	
--	--

3 機器類

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示版	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達に当たっては、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材を使用した製品を優先的に選択する。
--	--

黒板 ホワイトボード	
---------------	--

4 O A器機

コピー機 複合機 拡張性のある デジタルコピー機 電子計算機 プリンタ プリンタ・ファクシミリ兼用機 ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置 ディスプレイ シュレッダー デジタル印刷機 記録用メディア 一次電池又は 小型充電式電池 電子式卓上計算機 トナーカートリッジ インクカートリッジ	調達を実施する場合（前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、平成19年度においても継続して使用する機種を除く。）は、調達目標は100%とする。 なお、記録用メディアについては、植物を原材料とするプラスチックを使用したバイオマス製品を優先的に選択する。
---	---

5 家電製品

電気冷蔵庫等 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 電気便座 テレビジョン受信機	調達を実施する場合（前年度以前からリースやレンタルの契約を締結し、平成19年度においても継続して使用する機種を除く。）は、調達目標は100%とする。
---	--

6 エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	--------------------------

7 温水器等

電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---------------------------	--------------------------

ガス調理機器	
--------	--

8 照明

蛍光灯照明器具 蛍光ランプ 電球形状のランプ	調達を実施する場合（器具の形状により、不可能な場合を除く。）は、調達目標は１００％とする。
------------------------------	---

9 自動車等

自動車 ＥＴＣ対応車載器 カーナビゲーションシステム 一般公用車用タイヤ ２サイクルエンジン油	調達を実施する場合は、低公害車を購入するものとする。 調達予定なし。 調達予定なし。 調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。 調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。
---	--

10 消火器

消火器	調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。
-----	--------------------------

11 制服・作業服

制服 作業服	調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。
-----------	--------------------------

12 インテリア・寝装

カーテン タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゆたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベットフレーム マットレス	調達予定なし。 調達予定なし。 調達予定なし。 調達予定なし。 調達予定なし。 調達予定なし。 調達予定なし。 調達予定なし。 調達予定なし。
--	---

13 作業用手袋

作業用手袋	調達を実施する場合（防蜂・防振・研究及び医療用手袋を除く）は、調達目標は１００％とする。
-------	--

（研究実験等に使用する特殊手袋については、除く。）

14 その他 繊維製品

集会用テント ブルーシート	調達予定なし。 調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。
------------------	-------------------------------------

防球ネット	調達予定なし。
-------	---------

15 設備

太陽光発電システム	調達予定なし。
太陽熱利用システム	調達予定なし。
燃料電池	調達予定なし。
生ゴミ処理機	調達予定なし。
節水機器	調達予定なし。

16 公共工事

公共工事	公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。 なお、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材（小径丸太材や建築工事における製材等）の率先利用、伐採材の当該施工現場における有効利用を行う。
------	--

17 役務

省エネルギー診断	実施予定なし。
印刷	調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。
食堂	１件実施予定。
自動車専用タイヤ更正	調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。
自動車整備	調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。
庁舎管理	調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。
清掃	調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。
輸配送	調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。
庁舎等において営業を行う小売業務	実施予定なし。

Ⅱ 特定調達物品等以外の平成19年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

1. 環境物品等の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。
2. O A機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。
- 3 環境物品等の選択に当たっては、木材・木製品、バイオマス製品を率先して調達するよう努める。

Ⅲ その他環境物品等の調達推進に関する事項

1. 本調達方針は全ての部署（支所等を含む。）を対象とする。
2. 調達の実績は、毎年各品目毎に取りまとめ、公表する。
3. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
4. 調達する品目に応じて、エコマーク、バイオマーク等の既存の情報を活用することにより、調達方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
5. 調達を行う地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつ、グリーン購入を推進する。
6. 本調達方針に基づく調達担当窓口は総務部用度課とする。